

平成目安箱への回答 No.31 (半月も放置されています。)

担当主管課：税務課町民税係 内線 253、総務課総務法制係 内線 210

要望等内容	回答
<p>私たちは、農作物の生産・販売作業を通じて障害者の就労支援事業を行っている福祉作業所です。7年前の事業者設立当時から、大磯町農業委員会の要請で、担い手を失った田んぼを耕作し、米は給食用に、そして稲わらは商品の正月飾りの原材料として使っています。</p> <p>さて、その田んぼにトラクターで行くには、県道を通らなければならない、交通事故に遭うことを危惧し、運転資格等の詳細を警察に伺ったところ、トラクターが公道を通行するには車体へのナンバープレートの添付が必要で、大磯町へ軽自動車税を納めなければならないと説明されました。</p> <p>私たちは、トラクターを福祉サービス事業の一環として使っているため、軽自動車税が非課税になるのではないかと考え、平成30年2月27日に、それについて大磯町税務課にお問い合わせしました。しかし、現在に至るまで税務課から返事がありません。</p> <p>私たちには、以前、事業所の家屋について、支払っている家屋の固定資産税の非課税措置について問い合わせたところ、1ヶ月もの間放置された上、しかもそこから何度も調査を依頼してやっと非課税との回答がでた苦い経験があります。そのときは、今まで支払った固定資産税3年分の返還を受けましたが、とても大変な思いをしたのです。</p> <p>そこで、茅ヶ崎市のホームページに軽自動車税の減免についての記述があることから、茅ヶ崎市にその旨の問い合わせをしました。</p> <p>「前例がないので検討させてください。」との返答でしたが、約30分後に「そちらの事業所のホームページを拝見し農業を担っていること、県内某市では同様事例があることも確認しました。大磯町のすることについては何とも申し上げられないが、茅ヶ崎市の場合では非課税扱いとします。」との返答をいただきました。</p> <p>繰り返しになりますが、大磯町に問い合わせをしてから今日で2週間が経ちましたが、何の音沙汰もありません。茅ヶ崎市との違いに正直驚いています。そもそも民間において半月もの間、問い合わせを放置することは有り得ません。そのような行為は会社の信用、信頼を失い、ひいては会社の存亡にかかわる事態を招きかねないからです。大磯町からは、2週間の間、何の返答もないのです。このような対応の遅さは、何とかならないのでしょうか。少なくともここまで待たせるのであれば、何らかの連絡は必要だと思うのですがいかがでしょうか。</p> <p>話は変わりますが、貴殿は、半年ほど前に逗子市から転入された方が大磯町の職員の仕事ぶりについて「住民の立場に立って仕事をしていただきたい」と苦言を呈されたとき、その返答で、「今一度、全体の奉仕者であるという使命を自覚させ、責任感を持って職務に当たるよう、指導をしてまいります。」と返答されました。そして再発防止の具体策として、「複数職員による確認作業を行い、管理職職員による職員への指導を徹底する」と約束されましたが、その確認作業の記録の方法、指導の際の資料の内容を具体的に説明ください。</p>	<p>町政につきましては日頃より御理解、御協力いただきありがとうございます。</p> <p>平成30年2月27日に税務課へ電話にてお問い合わせの件につきましては、障害者施設の公益活動をしている法人が、田を耕作するための農業用トラクターを登録するのに際し、軽自動車税の減免に該当するかどうか、とのことでした。</p> <p>軽自動車税の減免につきましては、大磯町町税条例第31条第1項により「公益のため直接専用するものと認められる軽自動車等」と規定されております。これまで、田を耕作するために使用する農業用トラクターの軽自動車税の減免は前例がなく、他市町での状況確認に日数を要しておりました。この間に、回答まで日数を要する旨の御連絡が不足しておりましたことをお詫び申し上げます。</p> <p>神奈川県や他市町の状況を確認したところ、公益活動をしている法人で農業用トラクターに係る軽自動車税を減免している例はありませんが、法人の事業内容、利用状況及び収益状況等により総合的に判断することが適当であると考えておりますので、農業用トラクターが登録され、減免申請書が提出された際に内容を精査し、その都度決定してまいります。</p> <p>また、平成29年11月9日付で公開いたしました平成目安箱の回答における職員の指導方法につきましては、各課での事務作業工程の点検・見直しを各部課等の長に指示し、管理職職員の指導のもと各課で話し合い、チェック機能を強化する体制をとるようにしております。</p> <p>確認作業の記録の方法、指導の際の資料はありませんが、各課において複数職員による確認作業を行うことを徹底することにより、再発防止に努めております。</p>

目安箱受付日：H30. 3. 13

掲示日：H30. 3. 30